

松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク設置要綱（案）

（設置）

第1条 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの整備を図るため、松戸市の関係機関及び民間団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化することを目的に、松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

（事業内容）

第2条 ネットワークは、第1条の目的を達成するため、次に掲げるネットワーク事業を行う。

- (1) 精神障害者に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援に関すること。
- (2) 精神障害者が住み慣れた地域で、自分らしく住み続けるための支援体制の強化に関すること。
- (3) 精神障害者が可能な限り、本人の望む地域で、他の人々と共生していくための支援体制の強化に関すること。
- (4) その他精神障害者の支援に関すること。

（松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク会議）

第3条 ネットワークは、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、ネットワーク事業を推進するために「松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」という。）を開催する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 障害当事者

(6) 本市の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

5 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた時はその職務を代行する。

7 ネットワーク会議に委員が出席できない場合、会長はその代理の者を出席させることとする。

8 会長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

9 ネットワーク会議は前条に掲げるネットワーク事業を実施するため、必要な事項を次条第1項に規定する松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク担当者会議に審議させることができる。

(松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク担当者会議)

第4条 ネットワーク会議に「松戸市精神障害者地域生活支援ネットワーク担当者会議」（以下「担当者会議」という。）を置き、ネットワーク事業の企画・調整・啓発等を図るために、担当者会議を開催する。

2 担当者会議の構成員は、次に掲げる者（以下「担当者」という。）とする。

(1) 医療関係者

(2) 福祉関係者

(3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

3 担当者の任期は、2年とする。ただし、担当者が欠けた場合における補欠担当者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 担当者は再任されることができる。
- 5 担当者会議に代表及び副代表を置き、担当者の互選により選出する。
- 6 代表は、会務を総理し、会議を代表する。
- 7 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けた時はその職務を代行する。
- 8 担当者会議に担当者が出席できない場合、代表はその代理の者を出席させることとする。
- 9 代表は、必要があると認めるときには、担当者以外の者の出席を求め、その意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 10 担当者会議の議決は、ネットワーク会議の議決をもって承認されるものとする。

(会議の非公開)

第5条 ネットワーク会議及び担当者会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 委員及び担当者は、業務遂行上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報償)

第7条 委員がネットワーク会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、公務でネットワーク会議に出席した公務員又はそれに準ずる者に対しては、報償金は支払わない。

(事務局)

第8条 ネットワークに関する事務局は、松戸市福祉長寿部障害福祉課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項はネットワーク会議で別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。